

インバウンド観光振興



地域おこし協力隊を募集する理由って？

今回の募集では、渋川市や伊香保温泉の「インバウンド観光振興」を担う地域おこし協力隊を募集します。

渋川市は伊香保温泉という大きな観光スポットを有し、近年、台湾や香港、中国を中心に多くの外国人観光客が訪れています。この流れを最大化したいと願うものの、渋川市の観光シーンにおけるプレイヤー不足から攻めあぐねているのが現状です。

ただ単に観光ツアーや観光ガイドをビジネスライクに実施するのではなく「渋川市ならではの」形で実施できないかと考えています。地元の人や地元の事業者と連携・協力した体験型観光ツアーなどがその1例です。

渋川市をよく知り、渋川市に根付いているからこそ思いつく観光アイデア。
よそ者として渋川市に来たからこそ思いつくアイデア。

そんなアイデアを我々は欲しています。

都会の旅行会社では果たせない、渋川市に寄り添い密着していないとできない観光振興。そこを地域おこし協力隊の方と一緒に目指していきたいと考えています。

応募要件について

インバウンド向けのお仕事につき、以下の応募要件を設定しています。

- ① 日本国籍を有する方で、中国語圏または英語圏の人に対し、コミュニケーションを取ることができるレベルの中国語または英語を話することができる方（目安として、中国語検定2級以上または、TOEIC730点以上）
- ② 永住権または在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得しているまたは、取得可能である方（観光業について3年以上の実務経験が必要です）。

かつ、日本語能力試験 N2 以上の認定を受けている中国語圏または英語圏の国籍を有する方。

※その他、地域おこし協力隊としての地域要件等あります。

※ご不明な点ございましたらお気軽にお問い合わせください。

どんな活動をするの？

現在想定しているお仕事の一例です。

これらに限らず、あなたのアイデアや視点を活かす余白が地域にはあります！

① SNS等を活用したインバウンド向け情報発信

外国人観光客へ渋川市をアピール！あなたなりの手法でOKです！

② 「伊香保温泉石段街」を中心としたインバウンド向けガイド

伊香保温泉のメイン観光スポット「伊香保温泉石段街」周辺の観光ガイドを実行しよう！

③ インバウンド向けの観光商品開発や観光ツアーの企画・実行

あなたの視点で観光ツアーをコーディネートしよう！地域事業者と連携した“体験型”ツアーも企画可能！

④ その他、渋川市の観光を盛り上げる活動全般

その他、渋川市の観光シーンを盛り上げるための活動を実行！行政や地域と連携してみたり、自分で新企画にチャレンジすることも！

※これらの仕事全てを一人で行う必要はありません。あなたの得意なことや適正をみながら、地域と連携しつつ進めていけたらと思います！



3年間のロードマップ

以下は大まかな3年間のロードマップです。

以下に限らず、あなたの思いや考え、地域の様子や状況によって、都度相談しながら活動を進めていけたらと思います。

▶ 1年目

- ・地域と職場に慣れましょう（デスクは渋川市役所に設置予定。担当行政職員や地域おこし協力隊OGと相談できる環境をつくれます）。
- ・渋川市での暮らしに慣れ、理想の田舎暮らしを目指しましょう。
- ・地域を点検して、よそ者視点で渋川市の観光がもっと盛り上がるポイントを発掘。今後の活動の方向性を決める。
- ・今後、自身が渋川市に定住していくビジョンを創る。
- ・地域内外の様々な人と人脈をつくる。

▶ 2年目

- ・1年目の経験を踏まえ、さらに仕事に慣れていきます。
- ・新規ツアー企画立案や観光ガイドなど、あなたなりのアイデア提案にチャレンジ。
- ・渋川市観光振興のためのトライアンドエラーを繰り返す。
- ・自身の定住の姿（起業など）をイメージした活動。
- ・旅行業取扱管理者の資格取得を目指す。

▶ 3年目

- ・これまでの活動をブラッシュアップしつつ走り続ける。
- ・自身の定住を見据えた活動を行い起業の準備をする。

本業に支障のない範囲で副業も可能です（要相談）。

どんな人が向いてるの？

【MUST】

- ・ 旅行や観光が好きな方
- ・ 明るく元気にコミュニケーションが取れる方
- ・ PCの操作ができる方（Officeソフト）
- ・ 土日勤務が可能な方（出勤シフトの都合上）
- ・ 運転免許を持っている方（AT限定可）
- ・ 渋川市に定住の意志がある方
- ・ 応募要件を満たす方

【WANT】

- ・ アイデア出しが好き・得意
- ・ ローカル観光に興味がある
- ・ 人を喜ばせるのが好き
- ・ おせっかいが好きな方

地域おこし協力隊を卒業したらどうなるの？

3年間の協力隊活動を経て、渋川市に定住し、願わくば地域のプレーヤーとして「起業」していただけたら嬉しいと思っています。

もちろん起業ジャンルは問いませんが、3年間の活動を通して、卒業時にはきっと多くの人脈やイベント開催ノウハウが蓄積していると思います。その3年間で培ったものをフルに使って、渋川市に根付いていただけるととても嬉しく思います！

現状、渋川市では観光分野を担っていただけるプレーヤーが不足しています。

渋川市が誇る伊香保温泉をもっともっと世に広めていただきたいと願うものの、観光ガイドや観光コーディネーターが不足しています。

そこをビジネスチャンスととらえて起業としていただけると嬉しいです！

3年間で渋川市の観光シーンのニーズや可能性を発掘していただき、渋川市ならではのビジネスで羽ばたいてもらえると嬉しいです。

3年後の進路については、日頃から密に相談し、皆にとって一番良い方向へ進んでいけたらと思います。

あなたへのサポート体制

- ・ 着任後、地域の観光関連会社等へ研修に行くこともできます（要相談）。
- ・ 着任時に地域に慣れていただくサポートを行います。
例）着任時の住居の斡旋、ご近所への紹介、村内キーパーソンへのお繋ぎなど
- ・ 自治体、関係者との定期的なミーティングを開催します。活動や生活の悩みを自治体職員や担当者へ相談できる機会をつくれます。
- ・ 広報紙の掲載や活動報告会の実施など住民に向けて地域おこし協力隊の活動を周知する機会を設けます。
- ・ 3年後の地域おこし協力隊卒業後の定住を見据えた募集です。3年後の定住に向けた活動もフォローします。
- ・ 渋川市には地域おこし協力隊のOBOGが複数人定住しています。適宜、OBOGへの相談を行えます。
- ・ 地域おこし協力隊卒業時の補助金制度あり（支給条件あり）。
 - └ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／1人
 - └ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：補助率0.5（補助上限額100万円）

応募してみようかな！と思ったら

地域おこし協力隊へ着任後に「こんなはずじゃなかった」というミスマッチを防ぐため以下のような段階を踏んだ採用フローを準備しております。

① Web説明会への参加

以下の日程でWeb説明会を開催いたします（@Zoom）。

Web説明会では、本募集の詳細な説明や渋川市の暮らしぶりの説明、また地域おこし協力隊OBOGより協力隊のリアルをお話しいたします。

質疑応答の時間も設けますので、不安解消の機会としてお気軽にご参加ください！

日程：3/14(金) 19:00-20:00（予定）。

場所：オンライン（Zoom）※お申し込み確認後、メールにて参加URLをお送りさせていただきます。

申込：<https://forms.gle/wajWKTt6LbbqqRUPA>

② 第1次選考

月の最終週に書類選考を実施し、結果を通知します。

③ 第2次選考

第1次選考の合格者を対象に面接試験を実施します。面接は活動支援団体及び渋川市の担当者が行います。

詳細については、第1次選考の結果の通知の際にお知らせします。

また、選考に要する交通費及び宿泊費等は自己負担となります。

④ 最終選考結果の報告

最終結果は第2次選考終了後にEmail等で通知します。

※その他、詳細については別紙をご覧ください。

(別紙)

募 集 対 象	<p>(1) 令和6年4月1日時点で、年齢20歳以上45歳未満の方</p> <p>(2) 次のア、イのいずれかの要件を満たす方</p> <p>ア 日本国籍を有する方で、中国語圏または英語圏の人に対しコミュニケーションを取ることができるレベルの中国語または英語を話すことができる方（中国語検定2級以上または、TOEIC730点以上を目安とする）</p> <p>加えて、地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たす地域※に現に住所を有する方で、委嘱後すみやかに渋川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方</p> <p>※主に三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）をはじめとする都市地域をいう。(地域要件について該当するか不明な場合はお問い合わせください。)</p> <p>イ 永住権または在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得しているまたは、取得可能である方（観光業について3年以上の実務経験が必要です。）で、日本語能力試験N2以上の認定を受けている中国語圏または英語圏の国籍を有し、委嘱後、渋川市に生活拠点を移し、住民登録をすることに了承する方（日本在住の方は、加えて三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有する方）</p> <p>なお、委嘱を受ける前に既に住民登録し、市内に定住・定着している方を除きます。</p> <p>(3) 日本国内で有効な普通自動車運転免許を有する方または、着任の日までに日本国内で有効な普通自動車運転免許を取得できる方で、実際に運転ができる方。活動の際には、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上の任意保険に加入した自家用車をご用意ください。</p> <p>(4) パソコン（Officeソフト）の操作ができ、中国語または英語でインターネットやSNS等を活用した情報発信ができる方</p> <p>(5) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方</p> <p>(6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方</p>
募 集 人 数	1人
活 動 拠 点	渋川市役所第二庁舎観光課執務室等

活 動 時 間	<p>午前9時～午後5時30分（週42時間、年240日の範囲内）</p> <p>※始業・終業・活動時間が変動する場合あり</p> <p>※土日、祝日に活動する場合あり</p>
任用形態・任期	<p>(1) 地域おこし協力隊として市長が委嘱します。</p> <p>(2) 渋川市との雇用関係はありません。</p> <p>※活動に支障のない範囲において、兼業を認めます（事前に届出が必要です）</p> <p>(3) 隊員の任期は1年とし、活動内容や成果等を検証し、最長で委嘱の日から3年間継続可能です。ただし、年度途中で委嘱された場合は、当該年度の3月31日までを任期とし、翌年度以降は、原則として年度単位で延長できるものとします。</p> <p>(4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。</p>
報 償 費	<p>年間320万円を上限とし、日額13,300円を勤務日数で乗じた額から所得税を差し引いた額を、毎月末締め翌月20日に支払います。</p> <p>月額約266,000円（参考 20日間勤務の場合）</p> <p>※令和7年度4月以降は、日額14,580円、月額291,600円（参考 20日間勤務の場合）に増額を予定しています。</p>
待遇・福利厚生	<p>(1) 活動を行うための費用を、活動費として報償とは別に、年間200万円を上限に支給します。なお、支給対象の例は、下記のとおりです。</p> <p>ア 住居及び駐車場の賃借料</p> <p>イ 車両の借上料及び燃料費</p> <p>ウ 情報機器の借上料</p> <p>エ 活動旅費</p> <p>オ 活動にかかる消耗品費</p> <p>(2) 活動費の対象とならない費用の例は、下記のとおりです。</p> <p>ア 住居の火災保険、引っ越し費用、光熱水費、自治会費等</p> <p>イ 自家用車の購入費用及び任意保険加入費用</p> <p>ウ 国民健康保険料、国民年金等の社会保険料の支払い</p> <p>(3) その他、活動に必要な費用については、観光課と協議の上、予算の範囲内で市が用意します。</p>
申 込 書 類	<p>履歴書（市指定の様式に限る）、運転免許証及び住民票抄本（pdfまたはjpg形式、住民票抄本は日本国籍または日本在住の方のみ、発行後1か月以内のものに限る）、作文（外国人観光客から見た渋川</p>

	<p>市や伊香保温泉の魅力及び地域おこしに対する意気込みについて／形式・文字数不問／日本語)</p> <p>なお、内定後、住民票抄本、運転免許証、語学資格の証明書の原本を確認させていただきます。確認した結果、履歴書等に虚偽の内容があった場合は、内定を取り消しさせていただきます場合があります。</p>
申込・問い合わせ	<p>申込書類データ一式を次の E-mail アドレス宛にください。</p> <p>なお、データ一式の容量を 5 MB 以下にして送信してください。</p> <p>〒377-8501 群馬県渋川市石原 8 0 番地 渋川市 産業観光部 観光課 観光振興係 電話 0279-22-2873 FAX 0279-22-2132 E-mail kankou@city.shibukawa.gunma.jp</p>
申込受付期間	随時
審査方法	<p>(1) 第 1 次選考 (書類選考)</p> <p>月の最終週に書類選考を実施し、結果を E-mail 等で通知します。</p> <p>(2) 第 2 次選考 (面接)</p> <p>第 1 次選考の合格者を対象に対面またはオンラインで面接試験を行います。詳細については、第 1 次選考結果の通知の際にお知らせします。</p> <p>また、選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。</p> <p>(3) 最終選考結果の報告</p> <p>最終結果は第 2 次選考終了後に E-mail 等で通知します。</p> <p>(4) 着任 (委嘱)</p> <p>着任日は合格者と調整の上、決定します。</p> <p><u>※住民票の移動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。</u></p> <p><u>※内定後、外国籍の方の在留資格の取得または変更が不許可となった場合、内定は取り消しとなります。</u></p>

【地方公務員法第 16 条 (欠格条項)】

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑

に処せられた者

4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者